

平成30年第4回教育委員会会議録

日 時 平成30年3月22日(木)午後2時30分 開議
場 所 尾道市教育会館2階 会議室
署名委員 豊田委員

午後2時30分 開会

佐藤教育長 定刻になりましたので、ただいまから第4回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は豊田委員を指名いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち、重要な項目がありましたら、順次報告をお願いいたします。

川鱸庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、庶務課にかかわります業務報告及び行事予定について報告をさせていただきます。議案集の1ページをごらんください。まず、業務報告でございます。2月21日、市議会本会議が開会し、3月19日に閉会しました。3月19日の閉会日でございますが、今回、村井教育委員様が任期満了に伴い退任ということになりまして、かわりまして新たな教育委員として村上正則新教育委員の御同意を得る議案が提案され、御承認をいただきました。

行事予定でございます。3月26日、村上正則新教育委員の辞令交付式がございます。さらに、3月30日、4月2日と年度がわりに伴いまして退職者及び人事異動の辞令交付式が続きます。次回の教育委員会定例会は、4月26日木曜日を予定しております。以上でございます。

安藤主幹(学校施設整備担当) 教育長、学校施設整備担当主幹。学校施設整備に関する業務報告及び行事予定について御説明をさせていただきます。2ページをお開きください。まず、業務報告です。いずれの業務も3月30日をもって完了の予定です。この中で、向東中学校校舎の耐震改修工事の完了によりまして、小中学校の耐震化率は本年3月末時点で95.0%の見込みとなります。耐震改修が済んでいない建物は、向島中学校と、久保、長江、土堂の3つの小学校のみとなります。

次に、小中学校のトイレの洋式化ですけれども、国の平成29年度の補正予算を受けまして国の補助金の交付決定があり、庶務課、因島瀬戸田地域教育課と合わせて小中学校で8校、109基のトイレにつきまして事業の前倒しをするため、3月30日に入札を行う予定であります。

次に、行事予定ですけれども、記載のとおりです。以上です。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。生涯学習課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。3ページをごらんください。まず、業務報告でございますが、3月4日に第34回尾道市子ども会駅伝大会が広島県立びんご運動公園で開催されました。1位は栗原地区子ども会、2位が高須、3位が浦崎でございます。次に、行事予定でございますが、3月26日に国際理解講座としまして「メキシコナイト～メキシコってどんな国？～」を尾道市市民会館で開催いたします。

引き続きまして、図書館について指定管理者から報告のあった事業につきまして、中央図書館から各図書館について御報告いたします。4ページをごらんください。中央図書館の業務報告につきましては、2月22日から3月1日に特別整理を実施しました。3月3日にバイオリンとチェロで奏でる春のひな祭りコンサートを行い、82名の参加、また3月17日にぬいぐるみおとまり会を行い、8名の参加でした。行事予定につきましては、記載のとおりです。

5ページをお願いします。みつぎ子ども図書館の業務報告につきましては、3月18日にジャズコンサートを行い、144名の参加でした。行事予定につきましては、展示とありますが、4月1日から15日まで、町内の老人福祉施設の利用者が作成された貼り絵d e紙芝居「赤ずきん」を展示します。

瀬戸田図書館の業務報告につきましては、記載のとおりです。行事予定につきましては、3月24日から4月22日まで、公民館活動で製作された布絵本「童謡どんぐりころころ」の展示を行います。

6ページをお開きください。因島図書館の業務報告につきましては、3月11日に朗読フェスタを行い、153名の参加でした。行事予定につきまして、4月15日に子ども読書の日記念行事として、人形劇や絵本を弦楽器の演奏と楽しむ「春のおはなしと音楽会」を行います。

7ページをお願いします。向島子ども図書館の業務報告につきまして、3月3日にしまなみ朗読会わすれな草による大人のための朗読会を行い、230名の参加でした。また、3月17日の折り紙教室では、ペガサスを作成しました。行事予定につきましては、4月21日の折り紙教室では、また違ったテーマの作品を作成します。以上でございます。

加來因島瀬戸田地域教育課長 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。8ページをごらんください。業務報告及び行事予定につきましては、いずれも記載のとおりでございます。業務報告及び行事予定に記載はしておりませんが、今年度で廃止されます因島勤労青少年ホーム及び因島勤労者体育センターにつきましては、来年度から名称が因島体育センターに、勤労青少年ホームの使用料が時間単位に、直営から尾道体育協会への運営委託になりますが、利用者へ変更内容の周知を十分図っており、看板や標示物の改修につきましては今月末に完了するよう手配は済んでおります。以上でございます。

島谷美術館長 教育長、美術館長。尾道市立美術館、圓鐔勝三彫刻美術館及び平山郁夫美術館の業務報告と行事予定を報告いたします。9ページをお願いいたします。3月11日に第8回写真のまち尾道四季展が終了し、3月17日から特別展「浮世絵づくしにゃんとも猫だらけ展」を開催しております。ちなみに、第8回写真のまち尾道四季展までの平成29年度入場者は5万9,711名でしたので、特別展「浮世絵づくしにゃんとも猫だらけ展」の初日で6万人を突破いたしました。過去最高の入場者数は、平成15年のリニューアルされた年で7万336人でしたので、それに次ぐ入館者数となりそうです。3月17日の開催日当日でございますが、公益財団法人平木浮世絵財団の主任学芸員の森山悦乃様による講演を開催いたしました。それから、3月18日は、わいわいがやがやおしゃべり鑑賞会において子供を対象にしたワークショップ等を行いました。

行事予定としては、5月6日までにゃんとも猫だらけ展を開催いたします。3月26日から29日にかけて、「第9回高校生絵のまち尾道四季展」尾道賞受賞者研修旅行として高校生9名、尾道大学の吉原学部長、それから当館の村上副館長が台湾へ研修旅行に行きまして、故宮博物館等を中心にアート作品を見学いたします。

圓鐔勝三彫刻美術館及び平山郁夫美術館につきましては、記載のとおりでございます。以上です。

瀬戸学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。学校経営企画課に係る業務報告並びに行事予定について御報告いたします。10ページをごらんください。まず、業務報告についてですが、3月1日に尾道南高等学校、3月10日土曜日に中学校、3月20日に小学校において卒業証書授与式を行いました。いずれも厳粛な中にも感動のある卒業証書授与式であったと報告を受けております。委員の皆様におかれましても、ありがとうございました。3月2日、小中学校校長会を行いました。3月12日、土堂小学校の学校運営協議会を行いました。

た。今年度の取組についての評価を学校から説明し、質疑の後に委員から評価をしていただきました。3月19日、通学路安全対策会議を行いました。昨年度末に学校から通学路の危険区域についての要望があった43カ所の安全対策について、警察や市の関係課等で5月に協議をしております。現地を確認する必要があるものについては、夏休みに行っております。今回は、今年度の安全対策の実施状況の確認と次年度に継続して検討するもの等を整理しております。

続いて、行事予定についてですが、3月30日、退職者、辞職者に対する辞令交付式を行います。今年度末で退職する職員は、定年退職25名、辞職者10名です。定年前の辞職者については、結婚や介護などそれぞれ事情があつての辞職ですが、ここ10年で最も少ない人数です。定年退職25名の半分弱は、再任用で尾道のために引き続き頑張っただけです。同じく3月30日、管理職辞令交付式ですが、4月1日が日曜日のため管理職に対する4月1日付の辞令を3月30日に交付します。また、同じく3月30日、新任転入管理職等研修会を行います。新任管理職及び他市町から転入する管理職と主幹教諭を対象に行いますが、尾道の教育プラン等について、またそれぞれの学校の状況について説明します。4月2日の辞令交付式ですが、一般職員の辞令は校長にまとめて交付します。新規採用者については、本人に辞令交付します。4月2日の臨時校長会議については、教育委員会委員の皆様のお紹介をメインとして短時間ではありますが行いますので、よろしくお願ひします。4月9日の入学式ですが、午前が小学校、午後が中学校、夕刻から尾道南高等学校と、1日にまとめて行いますので、委員の皆様も大変だと思いますがよろしくお願ひします。4月11日、小・中学校の校長会議を行います。以上です。

豊田教育指導課長 教育長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。11ページをごらんください。初めに、業務報告です。3月9日に第3回尾道市いじめ防止対策委員会、3月14日に第3回尾道市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたしました。弁護士、医師、大学准教授、臨床心理士で構成するいじめ防止対策委員会では、先般報道されております本市のいじめ事案の状況について専門的な立場から御助言をいただきました。市教委として把握するチャンスがあつたのではないかと、教育委員会と学校との連携が不十分であつたのではないかという御指摘、御助言をいただきました。また、学校関係者、警察、保護者、スクールソーシャルワーカーなどで構成するいじめ問題対策連絡協議会でも、先般の本市におけるいじめ事案について委員の皆様と協議を行い、いじめはどこの学校でも起こり得ること、そのためにも校内での情報共有の大切さや関係者への丁寧な対応が重要で

あるなどの御意見をいただきました。両方の会でいただいた御意見を参考に、いじめの未然防止と早期発見に向けた取組を充実させていきたいと思えます。

続いて、行事予定です。3月26日、今年度最後の尾道市教育相談連絡協議会を行います。今年度、適応指導教室には19名の児童・生徒が入室し、現在のところ7名が学校復帰を果たしました。また、中学校3年生は3名入室していましたが、このたび全員高校への進学が決定しております。4月12日、尾道市学力定着実態調査を中学校1年生を対象に、国語、数学、理科、社会の4教科で実施をいたします。今年度までは社会科だけを2年生で実施をしておりましたが、早い段階で小学校での学習内容の定着の様子を把握し、入学後の指導に生かすために来年度より全ての教科を1年生で実施をすることとしました。4月17日には、全国学力・学習状況調査が小学校6年生、中学校3年生で実施をされます。平成30年度は、小中学校ともに国語、算数・数学に加え、理科が実施をされます。各学校において、この調査に向けて計画的に取り組んでおり、よい結果が出ることを期待しているところです。以上です。

佐藤教育長 ありがとうございます。ただいまの報告、予定等について質問、御意見がございましたでしょうか。

奥田委員 教育委員の奥田です。3ページです。生涯学習課さんのページですが、行事予定で3月26日に国際理解講座メキシコナイトを企画しておられますが、これは新しい企画だろうと思うのですが、対象とか狙いとか、そのあたりをもう少し説明いただければと思います。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。国際理解講座につきましては以前からあったのですが、今年メキシコチームが事前合宿に来る予定でありまして、メキシコのことを知っていただきたいという趣旨で開催します。3月26日の夜7時から8時半の予定で、第1部が長年にわたりメキシコ取材されたジャーナリスト工藤律子さんによるメキシコレポート、第2部がその工藤律子さんと玉木裕子さんが広島県の嘱託職員で、今メキシコチームの事前合宿でスペイン語の通訳をされている方なのですが、この方は学生時代にメキシコに留学されていたということです。その方2人と、もう一人堂前晴美さんというメキシコの料理をされている方の3名によるざっくばらんなメキシコについてのトークと、メキシコ料理も試食していただくという趣旨で今回企画しております。定員は70名で申し込みは不要。市民会館4階の40号室で行うこととしております。以上です。

奥田委員 わかりました。

佐藤教育長 ほかにございますか。

中田委員 同じく3ページの生涯学習課業務報告で、3月20日、尾道市放課後子どもプラン運営委員会とあるのですけれども、この委員会は年に何回ぐらい開かれて、またどのような内容を話し合われたのでしょうか。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。放課後子どもプラン運営委員会につきましては、年2回開催しております。内容としましては、PTAの方、学校の先生、放課後子ども教室に携わっている指導員の方、放課後児童クラブに携わっている指導員の方、それから教育指導課と子育て支援課と事務局の生涯学習課で、主には放課後子ども教室と放課後児童クラブの現況の報告をいただいて、どうしたら連携がとれ、一步進んだ内容が行えるかということをお今回提起させていただきました。放課後児童クラブについては全学校に開設されていますが、放課後子ども教室についてはまだ11校ですので、ある学校とない学校があるのは子供にとってはどうなのかとか、どのようにして放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図っていけばいいかということをお、具体的な案は出なかったのですけれども、そういうことを考えていただきました。

佐藤教育長 よろしいですか。以前に村井委員さんから全校にということが公平性を確保するために必要で、そのために今は11校だが、どんどん増やしていかなければならないのではないのかというご意見がありました。事務局がその意見を聞いてどんな考え方を持ってこの委員会に臨み、そこでどんな意見が出たのかということをおもう少し具体的に説明してもらえますか。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。問題提起だけで、具体的な案は今回出ていません。来年度から小学校の6時間授業が増えるということをお聞いているのですけれども、放課後子ども教室の時間が5時までですので、放課後子ども教室の時間が短くなるという問題提起がありました。それと指導員の確保がやはり大きな問題でありまして、児童にとっては指導員がいたほうがいいということの思は皆さん同じですけれども、それを運営していく体制づくりが課題であるとの意見が出ました。

佐藤教育長 なかなか環境は厳しいということですね。ほかにございますでしょうか。

村井委員 安保課長ばかりなのですが、行事予定の4月2日に嘱託公民館長辞令交付とあるのですが、新年度の嘱託公民館長は前年と一緒なのですか。現在の嘱託公民館長が4月以降も全員再任なのですか。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。数字をはっきりと覚えていないのですけれども、新しく5名が嘱託館長になられて、あとの23名は再任です。

村井委員 今までは教育委員会で議案として上げられて、教育委員会で承認を

してから辞令交付をされていたのではないかと思うのですが、どうなのでしょう
うか。

佐藤教育長 委嘱の時期は定かではないのですが、基本的には公民館長の任命
は、教育委員会議で諮った上で承認をいただき、辞令を交付していたと私も記
憶しているのだけれども、そのタイミングが4月だったのかどうかわからな
い。しかし、行事予定に入っているということは、今回議案として上がってい
ないといけないのではないかと私も同じように思います。生涯学習課の関係で
任命する委員には6月改選もありますかどうか。

安生生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。任期については4月1日から委嘱
しますので、もしかしたら議案として上げることを失念しているのかもしれな
いです。

佐藤教育長 確認してください。これは保留とします。

豊田委員 豊田でございます。11ページの教育指導課の業務報告にかかわっ
て、先ほど課長さんから3月9日と3月14日の尾道市のいじめ防止対策委員会
といじめ問題対策連絡協議会の概要についてお話いただきましたが、先般新聞
紙上で尾道市のいじめ問題を何度か目にいたしましたけれども、何が原因な
のでしょうか。私が思いますのは子供同士のコミュニケーションの問題もあるで
しょうし、担任の先生と子供とのコミュニケーション、保護者と担任のコミュ
ニケーション、そういった類のものが原因として上がってくるのかなと思いま
す。これは新聞紙上に上がっていた学校だけではなくて、どこの学校にも起こ
り得る要素があると思うのです。そこで、こういった対策委員会とか協議会で
話し合いをされるのもいいと思いますが、教育委員会として今回の件をきっか
けにしてどのようなビジョンを持っておられるのかお知らせいただきたいと思
います。

豊田教育指導課長 教育長、教育指導課長。今回の件については、教育委員会
でも、どこの学校でも起こり得るという認識であります。今後の対応ですが、
まずは児童の理解に努めることを研修の中で実施をしていきたいと思いま
す。それから、保護者対応なども若い先生が増えておりますので、折にふれ指導を
してまいりたいと思います。それから、適応指導教室に行っているからよしと
いうわけではないので、その辺も小まめに学校から連絡を取るという指導もし
てまいりたいと思います。そして、生徒指導主事の研修会も今までは全体で行
っておりましたが、中学校区で行うなど、より学校や地域の実態に応じた内容
でいじめなどのいろいろな生徒指導の問題に関して解決していくように考えて
いるところです。

佐藤教育長 よろしいですか。

今回の事案は、年次的には新しい指針ができるよりも前の事象だったと思うが、平成29年11月だったですか、市教委のこのメンバーで作って学校へ出させてもらった指針がどのように学校へ行って、どういう捉えだったのかということが今回の話の中で出てきたのですか。新聞報道では、何か時点が随分互い違いになっていたが、その新しい指針が今後のいじめ問題の予防や対策に我々は機能すると思っただけだけれども、そのあたりの捉えは学校現場ではどうなのだろうか。その辺をどう整理しているのかということをお教えしてもらえますか。

豊田教育指導課長 教育長、教育指導課長。平成29年11月に作成した「尾道市におけるいじめ問題に係る今後の取組について」、それから「いじめ問題への取組の徹底に向けて」という指針をホームページにアップしております。ただ、これは平成29年11月ですので、今回の事案よりは後なのですけれども、当然その前には校長会で周知をしていたのですけれども、十分に機能していなかったということは反省しております。ですから、再度このことについては周知をしているところでございますが、もっと具体的にこの指針等を使って改めて指導していく必要があると思っております。

今回の件は、実態把握、寄り添い、スピードというキーワードを挙げて取り組んでいたのですけれども、そのことが時期的なこともありまして活かされていなかったということですので、今後再発防止に向けてはその辺のキーワードも含めながら、これを機能するように指導を徹底してまいりたいと思っております。

佐藤教育長 ほかにございますでしょうか。

奥田委員 教育委員の奥田です。この報道されました本市のいじめ事案については、とにかく該当の子供さんへしっかりフォローするということが一番大切になるかと思っておりますので、学校、それから家庭、教育委員会、学校を含めてフォローをすることにしっかり力を入れて、本人がまた普通の学校生活に復帰できるように指導をいただければと思います。

再発防止ですけれど、どこの学校でも起こり得る問題で、常に学校現場では担任、管理職が緊張感を持っていじめの問題については対応していかなければいけないということは言うまでもないことだと思います。具体的にこの日程等にもありましたけれども、4月になりますと校長会などいろいろと研修の機会がありますので、今方針については課長さんからこういうポイントと少し説明がありましたけれども、具体的に校長会ではこういう観点で指導しましたと

か、幾らかそういう文章で整理した形を見せていただくとよりわかるし、校長先生方もわかるのではないかと思います。口頭だけになると記録に残らないので、具体的にそういうことが目に見える形、市民も含めて全ての皆さんの目に見えるような形ということを工夫していただければと思います。

それぞれの教員への指導、校長から教員への指導、いろいろな指導のあり方があると思いますので、多角的に総合的にいじめを学校現場で起こさないようにするためにはどうしたらいいかということです。多角的な方策をなるべく文章化したような形で出していただければ、それが再発防止につながるのではないかと思います。以上です。

佐藤教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 ないようですので、日程第1業務報告及び行事予定を終わります。

次に、前回の定例会において、村井委員から尾三地区公民館連合会研修会についての質問がありました。これについて回答をお願いします。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。前回定例会で、村井委員さんから1月31日の尾三地区公民館連合会研修会の内容についてお尋ねがありました。まず、尾三地区公民館連合会なのですが、3市2町で構成されておりまして、事務局を3市で持ち回りをしています。今年度は竹原市が事務局で、場所は向島公民館で、年1回の研修会が開催されました。

今回のこの講習会については、愛媛大学大学院教育学研究科の露口教授を講師に招いて、つながりづくりは人づくり、学校、家庭、地域の連携、協働における各公民館のリーダーシップと題して講演会を開催、また事例発表として、世羅町宇津戸自治センターの坂口自治センター長による自主防災組織の取組、安全・安心で活気のある地域を目指してと題して事例発表がありました。

研修会の目的としましては、職員の基本的な資質の充実、能力の向上や地域課題の解決につながるような内容で行うこととしており、今年度は社会教育施設としての公民館の役割について基本的な知識を深めるとともに、地域に根差した人づくりの進め方、活用方法を学び、地域創生に向けての役割を考える。また、事例発表を通して事業実施に係る意見交換をしながら自らの公民館の取組について参考にしていただき、これからの事業実施に役立てていただくことを目的として研修会を開いております。内容としましては以上です。

佐藤教育長 よろしいですか。

村井委員 今、宇津戸の自治センターの報告があったと言われていましたけれ

ど、私が庄原の人に聞いた話では、庄原は比婆郡と一緒にだったので、比婆郡の公民館が全て自治センターになり、それぞれ指定管理者になって、それぞれの地域が受けている。そして、いくらのお金をもらって、それから職員のお金を払う。電気代、水道代、行事代も払うから主体的で、大分進んだ公民館というのか進んだ組織になっていると庄原の市議会議員に聞いたことがあるのですけれど、この宇津戸の自治センターもそうなのですか。

安生生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。純粋な公民館と類似施設とって、自治センターであったり、コミュニティーセンターであったり、三原市にもコミュニティーセンターがたくさんあるのですけれど、目的、内容についてはほとんど公民館と同じです。今、地元のニーズも変わってきておりますので、尾道市も公民館自体のあり方、いきいきセンターや機能集約ということも視野に入れながら、これからどういったあり方がいいのかということを検討していくために、今利用実態などを調べている状況でありまして、近いうちにそういうあり方自体を見直すことになってくると思います。そうすれば、使い勝手もよくなって、自治センターやコミュニティーセンターに近いものも想定されてくると思います。

村井委員 公民館は大分制約があるので、その制約を外しているいと住民が使いやすいような組織にしたらいいと思うので、その辺の研究をされたらいいと思います。よろしくお願いします。

佐藤教育長 議会でもそういった趣旨の御意見をいただいております。窓口とすれば公共施設の管理計画は財政課が取りまとめをして、今カルテを作って整理をしています。実際に自治センター化をすとか、公民館を含めたいろいろな組織のあり方について教育委員会もこれから研究を行い、進めていくことになると思います。

自治センターについては私も1度勉強したいと思っていますのですが、平成の合併を進めるなかで、その当時特に県北などエリアの広い地域や町を対象に、県が施策展開をしていたと思います。自治センターの中に公民館が一部入っているようなイメージです。社会教育法とその枠組みをいろいろと整理しながら行っていると思うので、我々も勉強していきたいと思っています。ありがとうございます。

村井委員 お願いします。

佐藤教育長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 ないようですので、次に前回の定例会において、村井委員さんか

ら非常勤職員の報酬について質問がありました。これについての回答をお願いします。

瀬戸学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。2月の教育委員会定例会で承認いただきました非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございますが、その中で村井委員から尾道南高校の実習助手はいつまでいたのか、日額2,900円というのは安過ぎないか、また教科アシスタントはどのぐらいの勤務なのかといった御質問をいただきました。教育長からも、報酬条例にない者を雇用していたのかといった指摘もありましたので、ここで回答させていただきます。

まず、実習助手についてです。平成23年度まで尾道南高校に配置しておりました。実習助手としての任用ですが、実際は介助が必要な生徒の介助であったり事務をしていたということです。そういったこともあり、実習助手としての役割が明確でないとか介助が必要な生徒が卒業したなどの理由で、平成24年度には予算を切られたということのようです。勤務時間は、生徒が学校にいる時間ということで1日4時間です。その報酬についてですが、日額2,900円を4時間で割ると1時間あたり725円になります。調べてみると当時の最低賃金は710円ということですので、法令違反には当たらないぎりぎりの単価ということでありました。

次に、教科アシスタントについてです。平成24年度に尾道南高校の校長から、教員1人が受け持つ授業が他の定時制高校に比べて多いという相談が教育委員会にあり、当時の学校経営企画課長が財務課と相談した結果、小・中学校に配置している授業アシスタントと同様に対応するということで了解が得られ、平成25年度から配置をしております。そのときの単価が1時間あたり1,520円です。また、同じタイミングで小中学校の授業アシスタントの単価が逆に高過ぎるということで見直しがされ、1時間あたり960円となりました。尾道南高校については、支援が必要な生徒の難しさであったり、夜間の勤務ということで1,520円という単価を据え置いたということです。勤務内容については、毎時間どこかの授業に入ってアシスタントをするという一方で、教員の負担を軽減するとともに、生徒への支援をしているという状況です。

平成25年度に任用する際に報酬条例の改正等の手続を失念しており、条例にはない教科アシスタントをその後毎年任用してまいりました。今年度になってから、職員課から任用する際に根拠を添付するようにという指示があり確認したところ、条例にないことが発覚し、今回の改正となりました。大変不細工な話で申しわけありませんでした。

なお、県からも尾道南高校には非常勤講師を配置していただいておりますが、授業数に応じて市としても非常勤講師などを配置し、支援をしております。以上です。

村井委員 丁寧な御報告ありがとうございました。

佐藤教育長 次に、これも前回の定例会において、村井委員さんから美術館の予算の根拠について御質問がありました。これについての回答をお願いします。

島谷美術館長 教育長、美術館長。前回の教育委員会で、村井委員さんから平成29年度に1,000万円のプラス補正を掲げ、合計が1,700万円になりましたが、平成30年度の使用料、入館料が760万円余りということは少な過ぎるのではないかという御指摘を頂戴いたしました。

来年度、いわゆる入館料をもらう特別展がもう始まっておりますが、猫だらけ展、館蔵展が2回、現代アートの折元立身展、小林和作生誕130周年記念特別展と30年度の3月から始まりますが北欧の彫刻師リサ・ラーソン展、この6本が入館料を取る展覧会として開催いたします。その料金は、特別展は大人が800円、高大生が550円、コレクション展は大人が300円、高大生が200円になっております。

過去5年間の入館料や入館者数を調べました。平成25年度から29年度までの特別展1開催の平均は1日当たり174名です。今年度の「現代アート、はじめます。」展は323人ですが、これを含めましても平均133人でした。これを参考に、猫だらけ展は少し多めに1日平均200人、入館者9,000人。過去10年間の有料割合を見ますと最低で27%の有料、72%の無料。最高が51%の有料、48%の無料で、入館者の有料割合を40%としております。リサ・ラーソン展は多目に50%で見えておりますが、有料入館者を1万720人、無料入館者を1万5,380人としております。有料入館者のうちの9割が大人で、1割が高大生ということで掛け算をしたところ、一展一展積み上げまして764万8,400円を計上しております。過去の現代アート展は133人で、これも多目に150人としていますし、かなり厳しい数字だろうと思います。小林和作展につきましては、前回120周年のときには109人で見えておりましたので、100人としました。

以上、この2つの理由で来年度も同額程度の予算を計上させていただいたところでございます。

佐藤教育長 ありがとうございました。村井委員さん、よろしいですか。

村井委員 こういう緻密な計算で数字を立てられているのですが、去年もこのようにして数字を立てられていたけれども、ふたをあけてみたら大分よかつ

た。今ぐんぐん数字が上がってきているのは、職員の方が前向きに一生懸命やってくださっているおかげだろうと思います。そういう前向きにいつているときには、みんなの力がプラスに作用すると思うので、みんながよく頑張っていることを逆なでしないように、もう少し頑張ってみるかという数字を出されたら、みんなも喜ぶのではないかと思って言わせていただきました。

前にも言ったかどうかわかりませんが、図書館は今指定管理者制度になっておりまして、昨年度の利用者や本の貸出冊数を上回ったり、それから何かサービスの基準のアンケートを取っているらしいのですけれども、そういうものを上回ったら1館100万円の褒美が出る。4館で400万円出て、それは別に従業員のボーナスになるのではなくて、例えば本棚を新しくするとか、ソファをきれいにするとかという設備に回すらしいです。それが、みんなのやる気につながっているという話を伺っています。5館あるうちの一つでも落ちたらもらえないようなので、どこの館も負けないように頑張っているという話も聞いております。そのようにいい方向に向かっていることもあるので、これが指定管理者になったからそういうことができるのであるなら、また、美術館が尾道市のみまだったらそれが難しいのであれば、いろいろな方策を考えて美術館が活性化できるような方向も考えないといけない。そうではなくて今できるのであれば、一生懸命頑張ったら何か褒美というものがある図書館のように考えられたらいいのではないかと思います。だから、もう少し前向きな予算を立てられて、職員がまた頑張ろうという、そういう数字が欲しかったので言わせていただきました。よろしくをお願いします。

島谷美術館長 教育長、美術館長。ありがとうございます。非常に温かいお言葉を頂戴したと思っております。積算数字は過去のデータをもとに算出させてもらったのですが、それ以上に職員にも頑張ってもらって、その積算数字を1名でも増やすように頑張らせてもらいたいと思います。ありがとうございます。

佐藤教育長 よろしくをお願いします。ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 それでは日程第2、議案の審査に入ります。

議案第7号尾道市社会体育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。議案第7号尾道市社会体育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則案について説明申し上げます。

議案書12ページをお開きください。この議案につきましては、尾道市社会体育指導員の設置に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。提案理由でございますが、平成32年度施行の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、特別職非常勤職員が統計調査員、学校医、産業医等に限定され、尾道市社会体育指導員については、特別職非常勤職員から一般職非常勤職員へ移行するためのものでございます。15ページに新旧対照表がありますので、参考にしていただきたいと思います。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

佐藤教育長 それでは、ただいまの説明に対し、御質問、御意見はございますでしょうか。何か説明者がすごく違和感を感じたような説明でしたが。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。濟いません。提案理由を読もうとしたら、平成32年度施行となっていたので、どうなのかと少し頭をかすめました。

佐藤教育長 この規則はいつから施行するのですか。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。平成30年4月1日からの施行です。

佐藤教育長 だから、不思議だと思ったのですね。法の施行前にさかのぼって適用をするようなイメージですか。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。そういうイメージは余りないのですが。

松尾教育総務部長 教育長、教育総務部長。平成32年度施行の地方公務員法及び地方自治法、これはそのとおりなのですが、その一部について尾道市全体で前倒しで取り組もうと決定し、教育委員会としても現在の特別職非常勤職員から一般職非常勤職員へ移行するという営みをやっている中の一つということでございます。

佐藤教育長 法の施行は32年で間違いのないし、教育委員会の規則改正も30年4月1日で間違いのない。国の法施行の前に尾道市は2年前倒しして、その法の施行の趣旨を尊重しながら実施するという理解でいいですか。

松尾教育総務部長 教育長、教育総務部長。そのように私も認識しております。

村井委員 この内容が変わることによって体育指導員の報酬や費用弁償など、今よりも待遇はよくなるのですか。一緒なのですか。下がるのですか。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。現行と同じ内容になります。

佐藤教育長 この体育指導員だけではなくて、今、尾道市が任用を委嘱してい

る嘱託職員の身分など、全ての取り扱いをこの4月に法の施行に先んじて整備をしようということだったと思うので、ほかの課で答えられる人がいれば答えてもらえたらいいのだけれども。

川鱸庶務課長 教育長、庶務課長。先月の教育委員会会議の中で、これに基づく同様な改正を行っていると思います。平成32年度に向けて地方公務員法、地方自治法が改正をされている。今まで市の職員に対して非常勤の職員の法的な整理がきちんとされていなかったという説明を私から先月した記憶があるのですけれども、その非常勤の職員について、例えば守秘義務とか職務専念義務とか、こういったものが明確でなかったという中で本来の非常勤職員が、例えば教育委員さんのようにいわゆる議会の議決が要りますよとか、公選を経てますというような方ではなくて、単純に嘱託職員という形で本来は事務的な仕事をしている我々一般職の職員と全く変わらない職員だけれども、なぜか嘱託職員という公的規定を受けて先ほど言ったようないろいろな義務があるのかなのかよくわからないという状況がございました。これを法の改正に先駆けて順次改めていこうということで、今回この社会体育指導員についても特別職の非常勤職員ではない性質のものを一般職の非常勤職員へ法的に整理をして、ここにありますように勤務時間とか休暇とか費用弁償とか、こういった項目についても一般職と同様に整理をさせていただいたという改正でございます。この法改正に基づいた規則や要綱が順次この教育委員会会議の場でも今後提案されたり報告されるということになります。以上でございます。

佐藤教育長 今回、非常勤の特別職から一般職の非常勤の職員に変わるが、条件的には変わらないのですよという説明があったけれども、平成32年の法改正に伴ったら今後変わる可能性があるのかなのかということをと大ざっぱで構わないので、委員の皆さんに説明をしてもらえますか。それがわからないと、皆さんなかなかイメージがつかめないと思う。

川鱸庶務課長 教育長、庶務課長。今の件でございますが、現在、市全体として制度設計をしております。非常勤の特別職から一般職に変更するということになって、先ほど言ったようにいろいろな義務等について当然整理をしていくということになります。あわせて臨時的任用職員、臨時職員が尾道市の中には多くいますけれども、その職についても一職務ずつきちんとチェックをしていて、会計年度任用職員だったと思うのですけれども、そういう名称に変えて、今度はきちんと待遇面についても整理をしていこう。こういう言い方がいいのかわかりませんが、正規職員とほぼ同様の仕事をしているという中で、今の待遇や任期期間がいいのかどうかということも含め、基本的に臨時職員は1

年間の勤務ということになっていきますから、それが公務の連続性にとってどうなのかという判断もあります。働き方改革とあわせて不安定な状態がいいのかどうかといったようなことも当然考慮の中に入ってきますので、今後教育委員会だけではなくて市全体として一つ一つの職務をチェックし、どういうやり方がいいのか変更していく。さらに、先ほど言ったような待遇面だとか義務、逆に言えば与えられる義務はどうなのかということをチェックしてまいりますので、今の段階ではそこまできちんと決まったものはないということです。全般としては新たにこの改正によって非常勤の職員等の待遇が改善されるのではないかと考えております。今の段階ではこの程度で御容赦ください。

佐藤教育長 それでは、今回体育指導員がこういう形で出たけれども、例えば美術館の嘱託の学芸員や教育委員会にかかわる勤務制のある職員についても、こういう形で随時整理されていくということでもいいのですね。

川鱒庶務課長 教育長、庶務課長。そういった形で随時この場に御提案を差し上げたり、報告を差し上げるということになろうかと思えます。

佐藤教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

奥田委員 平成32年度から施行されるということは決まっています、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、その改正は既になされていて、その中身は32年度施行ということですから、この法令はできていて、それを前倒しをして実施するという内容になっているということですね。それだとよくわかりました。

佐藤教育長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 ほかにないようでしたら、これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第8号尾道市青少年センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。議案第8号尾道市青少年センター設置条例施行規則の一部を改正する規則案について御説明申し上げます。

議案書17ページをお願いします。この規則案につきましては、尾道市青少年

センター設置条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、青少年センターの事務を教育委員会に委任されたことに伴い、この委任はずっと以前にされていたのですけれど、それに伴いまして青少年センターに勤務する嘱託指導員の任命と青少年補導員を委嘱する事務の整理をするためのものでございます。

19ページに別記様式が出ておりますが、ここの上段の四角の中の「尾道市長」を「尾道市教育委員会」に改めました。21ページの新旧対照表なのですが、1カ所訂正をお願いします。新の5項、嘱託指導員は、学識経験者のある者のうちから教育委員会が「委嘱する」とありますが、教育委員会が「任命する」に、「委嘱」を「任命」に訂正をお願いします。それにより、事務委任に伴いまして「市長が委嘱をする」を「教育委員会が任命する」、6項の補導員につきましては「市長が委嘱する」を「教育委員会が委嘱する」という整理でございます。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

佐藤教育長 6項は委嘱のままですか。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。補導員は委嘱のままです。

佐藤教育長 ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

奥田委員 奥田です。任命と委嘱の違いを説明していただけますか。そして嘱託指導員は任命する。補導員は委嘱するという違いを設ける狙いといえますか趣旨を説明していただければと思います。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。任命については、この中の職員のイメージです。実際に嘱託指導員の方は生涯学習センターの中の青少年センターに勤務している方でございます。補導員については、勤務をしていただくのではなくて、各地区でそういった補導の仕事に携わっていただくということで委嘱するということになっております。上手な説明ができないのですが、職員で何かの委員会の委員になる場合は任命という形をとり、外部の方は委嘱という形をほかの委員会でもとっておりますので、そういうイメージで御理解ください。

奥田委員 イメージはよくわかりました。

佐藤教育長 あと一つ。この機に市長から教育委員会に移った理由がいま少し、委員さんもわかりにくかったと思うのだけれど、根拠は変わってないですよ。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。尾道市長の権限に属する事務の一

部を教育委員会に委任する規則があるのですけれど、この青少年センターが教育委員会に移ったときに整理すべきことだったのですが、平成の早い頃に教育委員会に事務委任をされていたのですけれど、そのときに整理がなされていなかったことに気づきまして、このたび提案させていただいたということであります。済みませんでした。

佐藤教育長 この青少年センターに限らず市長から教育委員会への事務委任について、ほかにも若干未整備なところが正直あるようです。この機に本来の形に直させていただき、それとあわせて先ほど課長が申し上げました任命と委嘱の使い分けについても、所属の職員は任命で、外部の方をお願いする場合は委嘱と、そういう使い分けをしているという整理になります。

ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 ないようですので、これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第9号選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。議案集22ページをごらんください。議案第9号尾道市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案について説明いたします。

本案は、教育委員会規則の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。提案理由としましては、因島総合福祉保健センターの1階へ田熊公民館が移転することに伴い、選挙運動のためにする個人演説会場及び設備を変更するための規則改正であります。改正内容は、議案集25ページの新旧対照表をごらんください。改正後は、弁土控室を和室2に変更するとともに、トイレの場所を指定し、各室の照明及び備品等設備の程度について定めるものでございます。また、隣接する旧田熊中学校屋内運動場の指定を解除するものです。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

佐藤教育長 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 ないようでございますので、これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第10号尾道市立圓鍔勝三彫刻記念公園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

島谷美術館長 教育長、美術館長。尾道市立圓鍔勝三彫刻記念公園設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案を提案させていただきます。

提案理由としましては、尾道市立圓鍔勝三彫刻記念公園設置及び管理条例施行規則に使用料並びに減免等の申請書を新たに追加する規則改正でございます。32ページから37ページまでの様式が今までなかったものですから、市立美術館と同じ様式に合わせたものでございます。それから、40ページ、41ページの新旧対照表でございますが、第12条使用料の減免を第13条に置きかえまして、より詳しく提案をさせていただいております。この2点が主な改正の内容となっております。

佐藤教育長 もう一回説明してくれませんか。様式を市立美術館に合わせて、今までなかったものをきちんとしました。もう一つは、減免とかの項目を……。

島谷美術館長 教育長、美術館長。使用料の減免について、今までは第12条で70歳以上の者と心身障害者だけだったのですが、それを第13条の第1項第1号、2号、3号、4号、5号、6号、それから第2項の使用料の減額または免除をすることができる項目をより詳しく第2項の第1号、2号、3号というように尾道市立美術館の規則に合わせた改正でございます。

佐藤教育長 より根拠を明確にしたということですね。

島谷美術館長 教育長、美術館長。そういう様式をきちんと作ったということです。

佐藤教育長 わかりました。他に、御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 ないようですので、これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第11号尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

瀬戸学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。ちょっと資料を配らせていただきます。よろしいですか。

佐藤教育長 お願いします。

瀬戸学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。それでは、議案第11号尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について御説明いたします。

43ページをお開きください。本議案は、尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について、教育委員会の承認を求めるものでございます。提案理由は、共同事務室の拠点校を変更し、あせて小学校の外国語活動及び小中学校の道徳の教育課程の改訂に伴い規則を改正するものです。学校経営企画課と教育指導課にかかわる改正でございますが、私から一括して御説明いたします。

44ページをお開きください。あわせて46ページから49ページまでの新旧対照表を御確認ください。まず、第18条、第19条第2項及び28条第1項についてです。平成32年度から小学校、平成33年度から中学校の学習指導要領が改訂されることに伴い、平成27年3月27日、文部科学省令第11号により、学校教育法施行規則の一部が改正され、これまでの小中学校の「道徳」が「特別の教科である道徳」に位置づけられ、移行措置として小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から施行されることが示されました。また、平成29年7月7日、文部科学省令第29条により、学校教育法施行規則の一部が改正され、次期改定によって小学校5、6年生の教科に外国語が追加されることを受け、移行措置並びに移行期間である平成30年度、31年度の2年間の外国語活動の授業時数が明確化されました。

そこで、このたび改正いたしました箇所は4点ございます。1点目は、規則第18条及び第19条並びに第28条中の「道徳」という表記を「特別の教科である道徳」に改めるものでございます。2点目は、別紙様式第13号の2、教育課程に関する届けの1、小学校の場合の項中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改め、外国語活動の3、4年生の項中の斜線を削除するというものです。ま

た、2、中学校の場合の項中「道徳」も小学校同様に「特別の教科である道徳」に改めるものでございます。3点目は、別紙様式第13号の3、特別支援学級の場合（小学校）の項及び4、特別支援学級の場合（中学校）の項中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改めるものでございます。4点目は、道徳は施行期日が小・中学校で相違するため、附則に経過措置を設けるものでございます。施行日は、小学校が平成30年4月1日、中学校が平成31年4月1日でございます。

以上、4点の規則改正について御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

なお、今後の規則改正予定としては、平成31年4月までに元号の表記の改正、また平成32年度から小学校の外国語を教科に追加するため、各種届の様式変更を今後することを申し添えておきます。以上が教育指導課にかかわる内容です。

続いて、47ページにお示ししている別表（第37条の2関係）についてです。あわせて先ほど配らせていただいた県教育委員会へ提出した依頼を資料としていただきますので、ごらんください。

共同事務室設置校の変更についてです。本市においては、共同事務室は5カ所ありますが、そのうち高見小学校の共同事務室を向島中央小学校に変更するというものです。その理由について4点御説明いたします。配らせていただいた資料でいうと、縦3の(2)でございます。1点目は、平成23年12月に策定した尾道市立小・中学校再編計画において、高見小学校は中期計画、平成29年度からですが、その中で向島中央小学校に統合するとしていたことですが、ちなみに現在は統合に向けた動きはしておりません。2点目は、地理的な条件として向島中央小学校が関連校から中央に位置しているということです。3点目は、向島中央小学校は、新校舎を建築する際に共同事務室を設置できるよう部屋や電話回線等を整備しているということです。4点目は、共同事務室の設置校は、管理職である事務長を配置するということから、中規模以上の学校としたいという思いを教育委員会として持っているということです。以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

佐藤教育長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に御意見、御質問があれば受けさせていただきますが、いかがでしょうか。

改正のポイントは3つで、共同事務室の関係が1つ、道徳の関係が1つ、外国語活動の関係が1つ、合わせて3つの項目を一緒にしたということでしょうか。

瀬戸学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。はい、そのとおりです。

村井委員 道徳が特別の教科である道徳に変わり、授業時数は変わらないのでしょうか。

それと、3年生、4年生にはなかった外国語活動が始まるということは、授業時数が増えるのでしょうか。教えてください。

豊田教育指導課長 教育長、教育指導課長。まず、道徳についてでございますが、現在も道徳の授業を行っております。教科となりますが、授業時数が増えることはありません。

それから、外国語活動ですが、外国語活動については来年度、3、4年生は15時間増やします。それから5、6年生も15時間増やして3、4年生が15時間、5、6年生は50時間実施します。31年度からは3、4年生が35時間、5、6年生が70時間の実施をする予定になっております。つまり、授業時数はそれぞれ増えていくということになります。

佐藤教育長 よろしいですか。

村井委員 時間割りが増えるのですか。学校から帰る時間が遅くなるとか、その辺はどのようになるのでしょうか。

豊田教育指導課長 教育長、教育指導課長。35時間増えるということは、つまり一コマ増えるということになります。今学校現場では、木曜日は大体5時間にして6時間目は研修などに充てているのですけれども、この枠に1時間を入れて毎日月曜日から金曜日まで6時間授業を行います。ただ、今おっしゃっていただいたように帰る時間が遅くなると子供たちもいろいろと習い事がありますので、多くの学校はこの木曜日は少し休憩時間などを圧縮しまして、帰る時間を少し早目にするなどして授業時数の確保とともに下校時間も余り変わらないように対応すると聞いております。

村井委員 わかりました。今、しきりに働く時間を減らすよう言われていますけれども、その辺の対応はどうなのでしょう。

豊田教育指導課長 教育長、教育指導課長。先生方の勤務時間は変わらないのですが、ただ教える内容が加わりますので、業務の内容は少し膨らんだ形になります。御質問の働き方改革ということについては業務量だけで言いますと増えるのですけれども、業務のこなし方とか時間のスケジュール感等は持ってその辺は対応していくようになると思います。

村井委員 よろしく申し上げます。

佐藤教育長 外国語の関係は平成32年が最終時点で、そのとき3、4年生は35時間、5、6年生は70時間が最終形ですよね。尾道市は、30年度、31年度と

経過措置の間だけでも、30年度は現行よりも15時間ずつ増やします。31年度は32年度の正式な採用に向けて1年前倒しで行うと説明いただき、この規則改正はこれが一つのやり方だけでも、30年度だけを一つの年度として皆さんに示した。だけど、経過措置とかが最終形まであるのだったら、この年度はこのやり方、この年度はこれというような形で一度にお示しするほうが皆さんにわかりやすいと思うのだけれど、その辺は議論があったのか、なかったのか。先ほど学校経営企画課長は、また来年に向けて見直しがあるかもわかりませんというようにくぎの刺し方をしたのだけれども、毎回毎回部分的に変えられたら委員さんはなかなかわからない。だから、規則改正はいろいろな方法があるけれども全体像をお示しする中で今回こういうことになっているのです。そういうところをお示ししないと、部分部分で規則改正案を出されてもなかなかイメージが湧かないので、そのあたりの考え方と、今回こういうことだからこうしていますよということを説明していただくと皆さんの理解が進むかなと思うのだけれど。

豊田教育指導課長 教育長、教育指導課長。新しい学習指導要領に伴って全体像をお示しした上で説明した方がわかりやすかったかなと思います。ただ、30年4月から道徳が教科になるということがありましたので、たちまち急いでこの部分については提案させていただかないといけないという思いでありました。全体像の説明が足りなかったのは、反省しております。

佐藤教育長 全体像のイメージができましたでしょうか。よろしいですか。

中田委員 共同事務室の拠点校がほかに4校あるのですけれど、その変更はほぼないということではよろしいですか。

瀬戸学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。先ほど言ったように、尾道には5つの共同事務室があります。小学校は、栗原小学校と今度向島中央小学校に設置をします。中学校は、久保中学校と御調中学校と因島南中学校にそれぞれの地域に拠点となる共同事務室を置き、事務長を配置しています。関連校といって、そこに関連する事務職員が週1回木曜日に共同事務をすることになっております。ほかの4校については、変更する予定はありません。

中田委員 わかりました。

佐藤教育長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 ないようですので、これより議案第11号を採択いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第12号尾道市学校運営協議会規則案及び議案第13号向東地域学校運営協議会委員の委嘱についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

瀬戸学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第12号尾道市学校運営協議会規則案について、あわせて議案第13号向東地域学校運営協議会委員の委嘱についてを御説明いたします。

50ページをお開きください。本議案は、尾道市学校運営協議会規則の全部を改正したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。提案理由についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、文部科学省から教育委員会規則を改正する必要があるという連絡がありました。改正の内容の大きな点は、学校運営協議会の設置が努力義務となったことと、2以上の学校に1の協議会を置くことができるようになったことです。その趣旨は、複雑化、困難化している学校現場の課題を解決するためには、学校だけでなく地域住民や保護者の支援、協力を得ながら学校運営の改善を図る必要性が高まっているということです。

続いて、議案第13号向東地域学校運営協議会委員の委嘱について御説明いたします。56ページをお開きください。提案理由についてですが、平成30年4月1日から向東小学校と向東中学校での2校を合わせた学校運営協議会を設置することに伴い、尾道市学校運営協議会規則に基づき別紙のとおり委員を委嘱するものです。

57ページをごらんください。今回の地教行法の改正に伴い、向東小・中学校で合わせた学校運営協議会を設置したいと考えています。向東小学校、中学校においては、これまでも地域と密着した学校運営を行っており、その素地がありました。本市においては、16中学校のうち1小、1中の中学校区は9あります。小中連携の充実は尾道教育みらいプラン2にも掲げており、重要であると捉えています。本市においては、学校運営協議会は現在土堂小学校と向東小学校のみでございます。学校運営協議会の設置が努力義務となりましたが、学校だけの努力ではできません。地域からの御協力も必要です。この向東地域の取組を一つの成功事例として、今後他の中学校区について順次広げていければという思いを持っております。委員の選任についてですが、準備委員会を立ち上げ、その中で協議をしていただき委員案を提案いただきました。この準備委員会は、保護者、地域を代表する方で構成されており、学校と保護者、地域を密

接に結びつける上でその役割を果たしていただける方を提案していただいたと考えております。以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

佐藤教育長 それでは、ただいまの説明に御意見、御質問ございますでしょうか。

豊田委員 豊田でございます。1点目は、向東小学校と中学校が一緒になって1つの運営協議会ができるということですよ。それで、内容的には他校と違ってどのようなコミュニティ・スクールとされるのか教えていただきたいのですが。趣旨はわかりましたが、その内容的にほかの1小、1中の地域と違って特色としてどういう点をクローズアップして、どういう内容とされるのか教えてください。

瀬戸学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。先ほど御説明させていただいたように、地域の人の支援というのは、この向東地域においては今までもかなりありました。逆に学校のニーズと違うものについても、こういったものもしてあげられるということがあって、学校は逆に言うと精査しなければいけないぐらいの状況だったようです。そのあたりもあるのですが、本当に学校が必要としている支援であるとか、そういったものもこの協議会で精査していただいたり、それからこの学校運営協議会の役割として学校経営方針を承認するという、評価するという、人事に関する教育委員会に意見を申し立てることができるということがありますので、そういった意味で学校を地域の学校として、これまで以上に密着した関係ができていくのかなと思っております。

佐藤教育長 何か質問の意図と答弁の趣旨がマッチングしていないような気がします。豊田委員さんいかがでしょうか。

豊田委員 大体わかったのですが、土堂の場合は、土堂小学校だけの運営協議会としてコミュニティ・スクールになっていますよね。その違いはどこにありますか。

杉原学校教育部長 教育長、学校教育部長。このたび9年間にすることのその前段として、向東小学校がコミュニティ・スクールの6年間の中でつながりができたけれども、中学校に行った途端にそれが切れてしまう。地域とのつながりが切れてしまう。それから、向東で育てたい子供像も6年間は6年間、それで次の3年間は3年間、なかなか連続性が学校間はあるのですが、それが地域の方に理解していただけない。このたび9年間で育てたい向東の子供たちの像を明確に地域にお示しすることと、それからそういうことがあるから、小学校と中学校への支援が6年で切れることがないように、9年間を通して支

援していただけるような形を作っていくという、そういう意味では土堂とは大きく中身が異なってくるのかなと理解しております。以上でよろしいでしょうか。

豊田委員 はい。今お聞きしますと1小学校、1中学校が9校、9地域あるということでしたので、向東小中で行ったことを将来的にはその9校へ広げて、先ほど部長さんがおっしゃった9年間で育てたい子供像を明確にするということになるのでしょうか。

佐藤教育長 ベースとすれば、そういう方向性を見出していきたい。まず、向東でその成功例を2つの学校も意識し、地域も意識をしていただくような形を目指したい。今は土堂と向東しかないですから、土堂においては基本的に1小、1中になっていかなないとなかなか難しいところもありますけれど、2小のところもそうできればいいのですが、学校の特色ということもありますので、これはなかなかハードルが高い。だけど、9地域はそういう形になっているので、小学校の入り口の段階で中学校の出口のイメージもわかるように、お互い地域が子供たちの育ちの過程も、それから入り口、出口も見えるような形がやはり理想なのではないかという思いがあるので、その方向性に行くために、まず向東でそういったコミュニティ・スクールを導入したいということです。

豊田委員 はい。わかりました。

村井委員 先ほど運営協議会を設置するのは努力義務になったということですが、今まではどういう意味合いだったのかということと、努力義務になったらどの程度努力しないといけないのか、その辺を教えてください。

瀬戸学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。今回の改正で努力義務とはっきり明記されたわけですが、これまではそういったしなければならないということではなくて、できるというぐらいの表現だったと思います。他県の状況で言うと、山口県も岡山県も100%学校運営協議会を設置していますので、広島県においてはまだまだそういった面では設置している学校の割合は低いという状況でございます。学校運営協議会がうまくいっていない例も幾らか聞きますので、そういったことも注意しながら設置していかなければならないと思っております。

それと、努力義務は努めるということで、絶対ではないですよというぐらいしかわかりません。

村井委員 ちょっといいですか。今、県から示されていることで、耐震化率を上げなさい、それから中学校給食を進めなさい、それからクーラーを設置しなさいということもあるかもしれない。それらは皆努力義務になっているのです

か。それとは違うのですか。法律で決まっているのですか。

杉原学校教育部長 教育長、学校教育部長。先ほど努力義務と言いましたのは、地教行法の改正に伴って、そういう学校運営協議会を設置するように努めると法で定められている文言でございます。

川鱸庶務課長 教育長、庶務課長。給食については、法律の中でそれをしなければならないという規定までには至っていないという状況です。ただ、学校給食法の趣旨は、小学校も中学校も一緒に進めなさいということの中で全国的に施策として進めています。法的にいつまでにこうしなさいという規定はございません。

安藤主幹（学校施設整備担当） 教育長、学校施設整備担当主幹。耐震化については、耐震改修促進法という法律があります。その中で耐震改修に努めるようにはなっているのですけれども、その中で国から平成27年度までに100%完了するようにと指示は出されておりますけれども、まだ本市においてはそういう状況に至っていないのが状況です。

それから、空調については教育環境をよくするという望ましい基準があるという認識です。以上です。

村井委員 その努力義務というのが、今のそれぞれのどの辺に当たるのかよくわかりませんが、給食についてはしなければならないまでには至っていない。至っていないけれども、よその市町に負けないように100%を達成した。

耐震については平成27年度までに完了するようということ、それに向かって努力しているというところですか。

空調については、別に何も言われていない。

それぞれについてどの程度やらなければならないのかですが、今の運営協議会の努力義務が非常に曖昧なので、本当にやらなければならないのか。尾道市ではほかのこのように前向きにやられるのか。その辺は県や国の方針はどのようなのですか。

佐藤教育長 国は効果があるので進めていくべきだという方向を出しています。いつまでにやらなければならないというところまでは出ていない。効果が上がっているであろう山口や岡山は100%となっている。広島県はどれぐらいのイメージになるのか。市町別のようなものが何かあるのか。

杉原学校教育部長 教育長、学校教育部長。ありますが、今は資料を持っていません。

佐藤教育長 普通は義務教育学校へ移行しているから、そういう意味では、そのベースにコミュニティ・スクール化は必須ではないかと思えます。そういう

ことが進んでいるのが山口県で、尾道はまだそういう意味では遅れている。

村井委員 私は、以前にも言ったかと思うのですが、給食についても別にやらないといけないことはないけれども、広島県の他の市町と比べると尾道市が非常に遅れている。だから、よそに負けないようにやらないといけないということでデリバリー給食をやられた。

それから、耐震はどういう基準かわかりませんが、やらないといけないということはないけれどもやることもある。それは本当に子供たちのためにいいからしたというのではなくて、他の市町と比べたら遅れているから負けないようにやらないといけないということでやられていることもあると思うのです。

この学校運営協議会が本当に有用な制度であるならば、よその市町に負けないうちに後から追隨して頑張るのではなくて、尾道市が先陣を切ってやる。尾道市内の小中学校全部で行うぐらいに頑張る。そして、よその県内の市町が尾道市に負けないようにやろうとなるようにやられたらどうか。だから、よその市町に負けないうちに後から追うのではなくて、この運営協議会が本当に素晴らしいものなら他に先んじてやるぐらいのつもりでやったら、尾道市はすごいなあということになるのではないかと思うので、期待をしております。

瀬戸学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。先ほども少し触れたのですが、この学校運営協議会の設置というのは教育委員会や学校の努力だけではできません。地域や保護者の協力、努力もかなり必要なので、なかなかそういった協力体制がないところには難しいので、向東が好事例として順次広げていきたいという思いです。全校ということになると、なかなか学校もですが地域や保護者にも負担が大きいと思うので、その辺は地域の状況などを見きわめながらということになると思います。

佐藤教育長 私はもう少し積極的です。この運営協議会が本当に効果があれば、必ず保護者や地域は子供たちのためにと乗ってきてくれると思います。これは仮説です。ですから、向東で行ったことを成功例として国が努力義務としている方向へ進めていきたい。そのためにはやはり、子供たちのためになれば絶対保護者や地域も巻き込めると考えていますので、御理解と御協力をいただきながら教育委員会総体で進めていけたらと思っていますので、よろしく願います。

村井委員 いい見本になるように頑張ってください。

安藤主幹（学校施設整備担当） 教育長、学校施設整備担当主幹。先ほどの空調関係で1点説明不足がありましたので、補足をさせていただきます。

空調関係の基準なのですけれども、文科省の告示の中に望ましい学校環境衛

生基準というものがあります。その中に温度であるとか湿度であるとかもろもろの基準がある中で、温度については冬場は10度以上、夏場は30度以下、特に最も学習に望ましい気温は25度から28度がありまして、その中におさまるように市町で空調関係等の導入を目指している状況です。以上です。

佐藤教育長 ありがとうございました。

奥田委員 先ほどの学校運営協議会のことについて質問させていただきますが、この2つの小学校、中学校においては、従来の評議委員会とか学校関係者評価委員会は開かれないで、全てここがその機能を掌握しているというイメージでしょうか。

瀬戸学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。学校運営協議会がほかの学校にある学校関係者評価委員会がしている学校に対する評価とか、学校評議委員がしているような学校の応援体制であるとか、そういった機能を兼ね備えているものですから、今向東小学校においては学校関係者評価委員会、学校評議委員会はしておりません。これを吸収した形で学校運営協議会を実施しております。

向東、今回小中ということになるのですが、これについては校長の意見も聞かないといけないのですが、多分そういった形になるのではないかなと、引き続きということになるのかなと思います。これは私の今の想像でしかないのですが、ただ、土堂小学校においては、今うまくいっているからどちらも活かしていきたいという思いで学校関係者評価委員会も学校評議委員会も、この学校運営協議会も行っています。制度的に整理し、できるようにしました。

奥田委員 そのところは学校の判断で両方あってもいいし、それをまとめるということも、法令上もそれはどちらでも選択できるということなのですね。

佐藤教育長 そうなのですが、国はせっかくコミュニティ・スクールで学校運営協議会をするのだから、メリットとしてほかの学校関係者評価委員会を整理してコミュニティ・スクールへ機能統合をしてください、こういうメリットがありますと示された冊子には書いてありますけれども、土堂のように機能しているから決して我々が廃止してもらわないといけませんよとは言っていません。向東はそこに課題を持たれたので、ちょうどいい機会だから一本にしましょうということになりました。

奥田委員 学校運営協議会を開くということが、コミュニティ・スクールであるということの認定になるのでしょうか。コミュニティ・スクールというものの基準といいますかその位置づけと、どういう状況であればコミュニティ・スクールと認定されるのか、その辺のところも説明いただけますか。

瀬戸学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。単純に言えば、学校運営協議会がある学校がコミュニティ・スクールです。学校運営協議会を設置している学校のことをコミュニティ・スクールと言うという整理です。協議会と学校に対する名前ということです。

佐藤教育長 今日の議題と直接の関連ではないので、次のときでいいが、この制度を今後進めるに当たっても委員さんの御理解がないと進められないので、もっとわかりやすいものをペーパー等にして資料を提供してもらえますか。そのほうがより認識も深まっていいと思うので、お願いします。

瀬戸学校経営企画課長 わかりました。

佐藤教育長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 ないようでしたら、これより議案第12号及び議案第13号を採決いたします。

本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第14号教育委員会事務局の管理職職員の任免を行うことについてを議題といたします。

本案の審査は人事案件ですので非公開が適切かと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 御異議なしと認め、議案第14号は非公開とします。

次に、議案第15号、追加でお手元に配付させていただいております。村井委員さんありがとうございました。議案第15号尾道市嘱託公民館長の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

安保生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。追加議案となり申しわけありませんでした。

別紙の議案集1ページをごらんください。議案第15号尾道市嘱託公民館長の委嘱についての議案説明をします。本案は、尾道市嘱託公民館長を別紙のとおり委嘱したいので、御承認を求めるものでございます。提案理由としまして、尾道市嘱託公民館長について別紙の者を委嘱するものです。嘱託公民館長の選考に当たっては、3年経過及び5年経過となる5公民館の推薦母体である地区

団体等の代表者に推薦依頼をし、そのほかの23公民館は継続とし、28名を選出したところです。2ページから3ページにございますけれど、28名の内訳は男性22名、女性6名であり、平均年齢は64.2歳です。また、勤務年数は平成30年3月31日現在を記載しており、新任が4人、再任が1名、継続23名です。再任は勤務が3年を経過し4年目に入る方、継続はこのまま3年未満、1年、2年の方と4年が経過した館長さんのことでございます。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

佐藤教育長 それでは、御質問や御意見があれば受けさせていただきます。

これは、地区社協からの推薦ですか。

安保生涯学習課長 はい。

佐藤教育長 御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 ないようですので、これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程第2、議案の審査を終わります。

それでは、これから非公開に入りますので、その前に議案以外のことで委員の皆さんから何か御意見等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 村井委員さんですけれども、あす3月23日をもちまして御退任をされます。平成18年3月24日から3期延べ12年にわたり幅広い知識と御経験から、この教育委員会を支えていただきました。本当にありがとうございました。一言御挨拶をいただければと思うので、よろしくお願いいたします。

村井委員 濟いませぬ。尾道市に因島が合併して1年、平谷教育長さんのころ、因島からの教育委員が要るだろうということで推薦いただいて教育委員をさせてもらいました。4年が任期ですので、ちょうど今丸12年になるので、このたび退任させてもらうことになりました。まだ元気なのでやればよいという声も聞いたのですが、象は自分が死にそうになったらわからないところへ行って死ぬそうです。そういう話を友達にしたら、野良猫もいなくなってしまうとわれ、私は象のつもりで言ったのですが、野良猫になってしまいました。

この間学校の公開研究会に行かせてもらったのですが、算数の授業を見ていましたら、お兄さんと弟が家を出て学校へ行く途中にお兄さんが忘れ物に気が

ついて走って帰った。弟は待たずに学校へ行った。お兄さんは自転車で学校に着いたという問題でして、学校と家は何キロでしょうとか、速度とかの問題がありました。私は数学が好きでよく考えるのですが、何か頭の中がこんがらがって考えようという気がしませんでした。小学校の5年生か6年生でしたか、前へ出て黒板に回答を書き、ああ、そうすればできるのかと思ったのですが、そういう難しい問題にチャレンジする気力がなくなってきたので、これはもうそろそろ野良猫の順番だなと思って退かせてもらいました。

それから、私もぼちぼち終わりだなという気もあったので、大分偉そうなことを言わせてもらって皆さんに偉そうなやつだと思われたのではないかと思うのですが、どうも済みませんでした。以前、山北さんや中司さんはずばずばっと言って、検討しますと言うと、検討しますではだめ、いつまでにやるんだと言ったり、なかなか厳しいことを言っていたので、私はそこまで厳しく言わなくてもいいではないか、みんな頑張っているのにと感じておりましたが、自分もそういう感じになってきたので、このままずっと委員でいると謙虚さがなくなってしまおうと思い、ぼちぼち余り偉そうなことを言う場から退かせてもらったほうがいいと思いました。

それから、学校へもいろいろと回らせてもらって、やめることになったと校長先生にも言わせてもらいましたら、村井さんに来てもらってよかった、いろいろと話を聞いてもらってよかったと言ってもらったのですが、本来難しい話はこちらの教育委員会のスタッフの人が全部やられて、私は学校で言ったら勉強時間の間の休憩時間みたいなものですから、勉強時間は一生懸命やるけれど休憩時間も必要なので、そういう役割をさせてもらったのではないかと思います。そのような自分の自己満足のような期間でして、本当に学校の役に立ったのか、忙しいのに邪魔をしたのではないかという反省もしております。

12年間いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

佐藤教育長 村井委員さん、本当にありがとうございました。長い間お世話になりました。

それでは、先ほど決定したとおり、これより非公開となりますので、関係者以外の方の退席をお願いします。

暫時休憩します。5分後の4時50分から再開します。

午後4時45分 休憩

午後 4 時50分 再開

議案第14号「教育委員会事務局の管理職職員の任免を行うことについて」

(非公開審査)

佐藤教育長 以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散開すると同時に、第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は、4月26日木曜日、午後2時30分からを予定しております。

お疲れ様でした。

午後5時05分 閉会